

## 第1章 公的年金の概要、財政再計算とその財政検証等

### 1. 公的年金の概要

現在、公的年金には、全国民に適用され基礎年金を給付する国民年金と被用者に適用される被用者年金がある。被用者年金には、厚生年金保険（以下、厚生年金という。）並びに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という。）がある。なお、以下でみる財政再計算結果における国民年金とは第1号被保険者に係るものである。

その年金給付は、原則として65歳から、基礎年金部分（1階部分）が国民年金（基礎年金勘定）から支給される。厚生年金では報酬比例部分（2階部分）及び加給部分が支給される。また、共済年金は、厚生年金相当の給付のほかに、職域年金部分（3階部分）がある。なお、現時点では、支給開始年齢や給付乗率等に制度改正の経過措置中の事項が多い。

1階部分については、昭和61年の基礎年金制度導入前の制度で受給権を得た者については各制度から給付され、その費用として基礎年金交付金が各制度に交付されている。

また、共済年金では、基礎年金導入前は最終（若しくはその前数年間の平均など）の給与に比例した給付であったが、基礎年金という公的年金全制度共通の給付が整備された昭和61年度以降、共済年金も厚生年金と同様の算定方式となった。その際、共済年金の設立の趣旨や特性等を考慮し、職域部分が設けられた。

被用者年金各制度の保険料率は、制度により若干の違いがみられる。これは、当該制度の被保険者（制度により組合員、加入者ともいう。以下被保険者という。）や受給者の状況、制度の成熟状況、これまでの財政運営の違いの結果である。各制度の保険料（率）の設定の考え方の推移を見ると、いずれの制度も、当初は、平準保険料方式により設定されたが、その後の年金改定や制度の成熟の結果、段階保険料方式となり、賦課方式を基本とした方式となっている。なお、基礎年金の財政は、毎年度の給付に要する費用を、被用者年金各制度及び国民年金からの毎年度の基礎年金拠出金で賄う、完全な賦

課方式で運営されている。その基礎年金拠出金の財源は各制度から支給される給付に充てる部分も含めた一本の保険料（率）の中に含まれている。

## 2. 財政再計算について

財政再計算は、公的年金制度各法の規定等に基づき、年金財政の均衡が保たれるようにするため、少なくとも5年に一度行われてきた。この財政再計算とは、年金財政及び計算基礎を再検討することにより財政計画の見直しを行い、また拠出保険料（率）の改定を行うことである。

なお、平成16年の法律改正により、厚生年金と国民年金については、将来にわたる保険料（率）が法律で定められ、財政のバランスをとるためマクロ経済スライドが導入され、給付が変動するようになった。このため、今後は財政再計算という作業は行われなくなることとなった。ただし、厚生年金や国民年金では、保険料、国庫負担や給付費等厚生年金の財政に関する収支について、少なくとも5年に一度、その現況と財政均衡期間における見直しを作成することとされており、保険料率の設定が給付水準の調整期間の見直しに代わることを除くと、財政再計算と同趣旨の作業が行われる。

共済年金に関しては、厚生年金と違い、財政再計算の規定は改正されなかったため、今後とも、少なくとも5年に一度、財政再計算が行われ保険料率が決定されていくこととなる。

## 3. 財政再計算に基づく財政検証

この報告書で行う公的年金の財政再計算に基づく財政検証は、平成13年の閣議決定を受けたものである。この閣議決定で、公的年金制度の一元化をさらに推進するとし、農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合すること、国共済と地共済では財政単位の一元化を前提として財政再計算を行うことや、私学共済について財政再計算時に保険料引上げの前倒しを行うとされた。また、被用者年金制度に関し、さらなる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るため

の方策を 21 世紀初頭の間に検討することとされた。これらのため、当年金数理部会に対し、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に検証を行うことが要請されている。

今回の検証は被用者年金制度を主とし、国民年金を含めた全公的年金を対象としている。平成 17 年の 8 月から 9 月にかけて各制度所管省から財政再計算結果等の報告を受け、それらの資料を基に評価・検討した。その結果が本報告書であり、以下の各章で、財政再計算結果、年金財政の安定性及び公平性並びに将来見通しの推計方法について検証している。その結果、各制度の財政の現状と将来の姿、安定性及び計算の前提に対する感応度、公的年金各制度間での相互の影響の仕方とその程度及び制度間の公平性、並びに今回の財政再計算に関する問題点等が明らかにできた。

旧年金数理部会では、これまでも、公的年金の財政再計算が行われるつど、その財政について検証等の作業やその後の財政再計算に向けての提言などが行われてきている。前回の平成 11 年の財政再計算では、平成 8 年の閣議決定の要請を受けた検証が行われている。この検証では、まず、将来推計人口に対応した被保険者数の推計など、複数の前提を置いた計算をしている。そして、安定性では、保険料率の引上げ方や最終保険料率、平準保険料率との比較、財政指標による評価を行い、さらに、財政再計算の前提である被保険者及び運用利回りを変更した場合の保険料率の変化をみている。また、公平性の検証では、職域部分を除いた保険料率を計算し、厚生年金と比較している。さらに、給付と負担の財源構成図による制度間比較や給付確定部分を用いた比較等を行っている。

#### 4. 平成 16 年の制度改正の要点

平成 16 年の制度改正は多岐にわたるが、財政にある程度以上の影響を与えらると思われるものは次のような点である。

- ①保険料水準固定方式
- ②有限均衡方式

- ③マクロ経済スライド
- ④国共済と地共済の財政単位一元化
- ⑤国庫・公経済負担割合の引上げ

等である。

①の保険料水準固定方式は、厚生年金と国民年金で取り入れられ、将来にわたる保険料（率）が法律で決められている。年金財政は、この保険料率や額による収入の範囲内で給付が賄えるように③による調整が行われる。共済年金は、同じ③の調整を行うこととするが、今後とも財政再計算を行って保険料率を決めていくこととなっている。

②の有限均衡方式は、今後おおむね 100 年間で年金財政を均衡させようとするものである。この均衡期間の最終年度には積立金を支払準備金程度にするなど、積立金の取崩しを行うことを前提とするものであり、これまでの財政運営（永久均衡方式という）とは大きく違っている。今回の有限均衡方式の導入により、保険料率の引上げ終了後の最終保険料率が抑えられた。ただ、その財政運営の基準として、最終年度での積立度合が 1（厚生年金、国民年金の場合。共済年金の場合は③で給付が決まった後に最終保険料率を千分率で丸めた数値とするため、1（国共済+地共済はさらに 2～4）より少し大きくなるようになっている。）になるように積立金を取り崩すこととしている。

③のマクロ経済スライドは、①で固定した保険料収入の下、有限均衡方式で最終年度の積立度合が 1 となるように、給付水準を調整するため、年金額のスライドを公的年金被保険者数の減少及び平均余命の延びを考慮して調整しようとするものである。

④は、平成 13 年の閣議決定で指摘された事項の実施である。なお同じ閣議決定に基づき、私学共済においては掛金率引上げの前倒しが行われている。

⑤の改正は、従来の基礎年金拠出金の 1/3 の国庫・公経済負担を 1/2 に引き上げるものである。ただし、平成 16 年度は 1/3 に全制度合計で約 296 億円が加算され、その後は平成 21 年度までに完全に引き上げられることとなっている。今回の財政再計算では 17 年度から 20 年度までは  $1/3 + 11/1000$  とし、21 年度以降は 1/2 として計算されている。